

## ○海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則

制定平成 28 年 3 月 22 日達第 7 号  
改正令和 3 年 12 月 10 日達第 3 号  
令和 5 年 3 月 31 日達第 26 号  
令和 7 年 12 月 1 日達第 1 号

## 海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。令和 3 年 2 月 1 日改正）を踏まえ、海上保安大学校（以下「本校」という。）における競争的資金の適正な管理を目的とし、本校における競争的研究費に関する不正防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「競争的研究費」とは、省庁、省庁が所管する独立行政法人又は次の各号に掲げる団体（大学校長が研究実施に関する協定等を締結したものに限る。）から配分される公募型の研究開発資金であって、海上保安庁の予算に繰り入れすることができない本校で執行するすべてのものをいう。

- 一 地方公共団体
  - 二 国立大学法人
- 2 この規則において「研究者等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 本校の教職員であって、競争的研究費により研究活動を行う者
  - 二 本校の教職員以外の者であって、本校の教職員と共同し、分担し、又は協力して競争的資金により研究活動を行う者
  - 三 本校の教職員以外の者であって、本校の施設又は設備を利用し、競争的研究費により研究活動を行う者
- 3 この規則において、「配分機関」とは、競争的研究費を配分した府省又は府省が所管する独立行政法人をいう。
- 4 この規則において、「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本校の競争的研究費の運営・管理に関わる次の各号に掲げる者に対し、自身が取り扱う競争的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させることを目的として実施する教育

をいう。

- 一 競争的研究費により研究活動を行う者
- 二 会計事務責任者及び会計事務担当者
- 三 申請等事務責任者及び申請事務担当者
- 四 執行等事務責任者及び執行等事務担当者

5 この規則において、「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本校の教職員全員に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(責務)

第3条 本校の教職員は、競争的研究費の趣旨及び目的を認識し、関係法令等を遵守しなければならない。

(管理責任者等)

第4条 本校における競争的研究費の管理のため、次に掲げる最高管理責任者等を置く。

- 一 最高管理責任者は、競争的研究費の管理等について最終責任を負う者とし、海上保安大学校長（以下「大学校長」という。）をもって充てる。
- 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の管理について全体を統括する実質的な権限及び責任を有する者とし、副校長をもって充てる。
- 三 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費の管理について実質的な権限及び責任を有する者とし、海上保安国際研究センター（以下「センター」という。）長、事務局長、教務部長、各講座の主任教授（総括）をもって充てる。
- 四 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況を確認のうえ、意見を述べる者とし、センター長をもって充てる。
- 五 会計事務管理責任者は、本校における競争的研究費の会計事務を管理する者とし、事務局長をもって充て、当該事務責任者を事務局会計課長とし、当該事務担当者を会計課経理係長とする。
- 六 申請等事務管理責任者は、競争的研究費に係る申請その他の諸手続きに関する事務を管理する者とし、センター長をもって充て、当該事務責任者を副センター長とし、当該事務担当者を主任教育支援官とする。
- 七 執行等事務管理責任者は、本校における競争的研究費の執行事務を管理する者とし、教務部長をもって充て、当該事務責任者を教務課長とし、当該事務担当者を教務課計画係長とする。

(申請)

第5条 本校の研究者は、競争的研究費を申請するときは、大学校長に届け出なければならない。

- 2 申請手続きについては、要領を別途定める。
- 3 申請に関する事務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第6条 前条の申請に基づき配分された競争的研究費については、大学校長に管理運営が委任されたものとみなす。

(研究の実施)

第7条 本校の研究者は、競争的研究費による研究を行う場合には、大学校の活動として実施するものとする。

(競争的研究費不正防止委員会)

第8条 本校に、競争研究費の管理に関する不正行為を防止するための基本方針（以下「基本方針」という。）の策定等を行うため、競争的研究費不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正防止委員会は、大学校長を委員長、副校長を副委員長とし、センター長、事務局長、教務部長、図書館長、各講座の主任教授（総括）及びその他最高管理責任者が指名する者で構成する。
- 3 不正防止委員会は、次に掲げる業務を行う。
  - 一 基本方針の策定及び周知に関すること。
  - 二 基本方針の検証及び関係規定の見直しに関すること。
  - 三 監査に係る計画の承認に関すること。
- 4 不正防止委員会の運営に関する庶務は、総務課において処理する。

(不正防止計画推進室)

第9条 本校に、基本方針に基づき、具体的な対策を推進するため、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室は、副校長を室長とし、センター長、事務局長、教務部長、各講座の主任教授（総括）及びその他最高管理責任者が指名する者を室員として構成する。
- 3 推進室が主催する会議には、訓練部長及び図書館長がオブザーバーとして参加するものとする。

- 4 推進室は、次に掲げる業務を行う。
- 一 基本方針に基づき実施される不正防止対策の具体的な実施計画（以下「不正防止計画」という。）の策定及び周知に関すること。
  - 二 不正防止計画の推進に関すること。
  - 三 競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範の策定に関すること。
  - 四 不正防止計画に関する状況の把握、検証及び見直しに関すること。
  - 五 前号の実施結果を最高管理責任者に報告すること。
- 5 推進室の運営については、要領を別途定める。
- 6 推進室の運営に関する庶務は、センターにおいて処理する。

（コンプライアンス推進責任者）

- 第 10 条 不正防止計画に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第 2 条第 4 項に規定する者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を把握するとともに、別記様式に定める誓約書の提出を求めるること。
  - 二 前号の教職員が適切に競争的研究費の管理・執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
  - 三 本校の教職員全員に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施すること。
  - 四 前一号から三号までの実施状況を統括管理責任者に報告すること。

（競争的研究費の会計事務管理）

- 第 11 条 会計事務管理責任者は、競争的研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。
- 2 競争的研究費に係る会計処理は、国費の経理に準ずるほか、別に定める要領に基づいて行うものとする。

（競争的研究費の執行等事務管理）

- 第 12 条 執行等事務責任者は、以下の事務を行うものとする。
- 一 競争的研究費を使用するために行う発議並びに発注及び支払請求に関する事務
  - 二 競争的研究費により購入した物品（図書を含む）の検収
- 2 前項にかかる事務は、別に定める要領に基づいて行うものとする。

（相談窓口の設置）

第13条 競争的研究費の適正な管理運営のため、相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は、競争的研究費の事務処理、使用ルールに関する取り扱いのものとする。
- 3 相談窓口は、次の区分により設置する。
  - 一 会計課 競争的研究費の使用等に関する事。
  - 二 センター 競争的資金の申請等に関する事。
  - 三 教務課 競争的研究費の執行等事務に関する事。

(通報窓口の設置)

第14条 競争的研究費の不正に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付けるため、通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口に責任者及び担当者を置く。
- 3 責任者は総務課長をもって充て、担当者は総務課長が指名する職員をもつて充てる。

(通報等)

第15条 通報等の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談により行うことができる。

- 2 通報等を行う者は、原則として氏名及び連絡先を明示しなければならない。
- 3 通報等を行う者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の悪意に基づく通報等を行ってはならない。

(通報等の取扱い)

第16条 通報窓口は、通報等を受けた場合は、速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 匿名による通報等があった場合、内容に応じ、顕名の通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 通報窓口は、当該通報等の対象に関係機関に所属するものが含まれる場合は、当該関係機関の長に当該通報等を回付するものとする。
- 4 通報等の意思を明示しない相談については、通報等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報等の意思があるか否か確認するものとする。

(通報者の保護)

第17条 通報窓口は、通報等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、

関係者の秘密を保持する。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報窓口は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当人への了解は不要とする。
- 3 悪意（被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、通報窓口は次の事項を通報者へ周知する。
  - 一 通報は原則として顕名によるもののみ受け付けること
  - 二 通報には不正と判断する合理性のある理由を示す必要があること
  - 三 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること
- 4 通報者を除く全ての当校の教職員は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 通報者を除く全ての当校の教職員は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、不利益な取扱いをしてはならない。

#### （通報等によらないものの取扱い）

- 第18条 第16条第4項による通報等の意思を明示しない相談について、通報の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断により当該事案の調査を開始することができる。
- 2 報道や会計検査院等外部機関からの指摘による場合も、通報により指摘された場合に準じた取扱いをするものとする。

#### （予備調査）

- 第19条 統括管理責任者は、通報の報告を受けたときは、最高管理責任者に報告するとともに、推進室に予備調査を行うよう指示するものとする。
- 2 推進室は、通報内容の合理性を確認するため予備調査を行い、その結果を統括管理責任者を経て最高管理責任者へ報告するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、予備調査の結果の報告に基づき、本調査を行うか否かを決定する。
  - 4 最高管理責任者は、前項の決定について通報の受付の日から30日以内に配分機関へ報告するものとする。

#### （調査委員会）

第 20 条 最高管理責任者は、統括管理責任者から本格的な調査（以下「本調査」という。）が必要である旨の報告を受けたときは、通報等の内容に関する本調査を行うため調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、副校長を委員長とし、委員を事務局長、教務部長、最高管理責任者が指名する教職員及び最高管理責任者が指名する本校に属さない外部有識者で構成する。
- 3 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 外部有識者は、委員の半数以上を占めるものとする。
- 5 委員会の運営については、要領を別途定める。
- 6 委員会の運営に関する庶務は、総務課において処理する。

#### （本調査）

第 21 条 委員会は、次の事項について調査する。

- 一 不正の有無及び不正の内容
  - 二 不正に関与した者及びその関与の程度
  - 三 不正使用の相当額
  - 四 その他必要な事項
- 2 委員会は、前項に掲げる事項について調査を行い、認定する。
  - 3 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、次の事項について配分機関に対して報告、協議しなければならない。
    - 一 調査方針
    - 二 調査対象及び方法
  - 4 委員会は、次の事項を含む最終報告書を最高管理責任者に提出し、最高管理責任者は通報を受けた日から 210 日以内に当該最終報告書を配分機関に提出するものとする。
    - 一 調査結果
    - 二 不正発生要因
    - 三 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
    - 四 再発防止計画
    - 五 その他必要事項
  - 5 委員会は、期限までに前項の調査が完了しない場合であっても、最高管理責任者へ調査の中間報告書を提出し、最高管理責任者は当該中間報告書を配分機関へ提出するものとする。
  - 6 委員会は、調査の過程において不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者へ報告したのち、配分機関へ当該認定について

て報告する。

- 7 委員会は、配分機関から求められた場合、調査終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告書を最高管理責任者へ報告したのち、当該配分機関へ提出しなければならない。
- 8 委員会は、配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査について、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(研究費の使用停止)

第 22 条 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査対象者の研究費の使用停止を命じることができる。

(調査結果の公表)

第 23 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 公表する調査結果の内容は次の事項とする。
  - 一 不正に関与した者の氏名及び所属
  - 二 調査委員の氏名及び所属
  - 三 調査の方法及び手順
  - 四 その他必要な事項
- 3 公表する内容について、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属等を非公表とすることができる。

(秘密保持)

第 24 条 推進室員、委員会委員及びその他通報の処理に關与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(内部監査)

第 25 条 本校に、本校における競争的研究費の適切な管理及び運営等に関する監査（以下「内部監査」という。）を実施するため監査室を置く。

- 2 監査室は、図書館長を室長、訓練部長を副室長とし、総務課長、学生課長、訓練課長及びその他最高管理責任者が指名する者で構成する。
- 3 内部監査の実施については、要領を別途定める。
- 4 監査に関する庶務は、総務課において処理する。

(内部監査の留意事項)

第 26 条 内部監査は、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- 一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本校全体の視点から競争的研究費の運営及び管理の体制整備について改善を重視した監査を行うこと。
- 二 監事、推進室と連携し、研究活動上の不正行為の発生要因を把握するほか、監査に関し専門的な知識を有する本校以外の機関に所属する第三者と意見交換を行い、効果的で実効性のある監査を行うこと。

(書類の保管)

第 27 条 この規則に関する書類は、海上保安大学校文書管理規則（平成 15 年 5 月 27 日海上保安大学校達第 2 号）に準じて管理するものとする。

(事務)

第 28 条 この規則に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、競争的研究費の管理に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この達は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 10 日達第 5 号）

この達は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日達第 26 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 1 日達第 1 号）

この達は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。